

諮問番号：平成 30 年度(2018 年度)諮問第 4 号

答申番号：平成 30 年度(2018 年度)答申第 5 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 30 年（2018 年）7 月 13 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

「ゲストハウス、シェアハウス等住む所は確保しているのですが認められず。居住地を探すものの熊本県の対策室が仮設入居を認めない為に確保出来ず。」

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 居住地の取扱いについて

ア 本件処分にあたり審査請求人が生活保護の開始を求め処分庁に提出した「保護申請書」（以下「本件申請書」という。）に記載された住所に

あった居宅については、〇〇が発行した、り災証明書において、平成28年熊本地震により全壊との判定を受けており、また、審査請求人が「熊本地震により住めなくなったため、〇〇のみなし仮設住宅に転居した」と説明したため、処分庁は、管内には居住実態がないものと判断したものである。

イ 審査請求人は、〇〇にあるのみなし仮設住宅敷地内のトレーラーハウスに住んでいることをもって居住地と主張しているが、トレーラーハウスは、テントや段ボールハウス等と同様、仮に将来における起居の期待性がある等その居住関係が相当程度安定していたとしても、移動や撤去が可能なものであり、家屋とは異なるため、居住地とは認められない。

## (2) 申請却下の取扱いについて

ア 平成30年(2018年)6月20日、処分庁が審査請求人に対して、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第5項を踏まえ、申請日から30日以内に居住地を確保するよう指導したことは不当とはいえない。

イ 平成30年(2018年)6月21日、処分庁は審査請求人に対し、管内のアパートやシェルター等を紹介したが、審査請求人は特段の理由がなく拒否している。また、同年6月28日に〇〇にあるのみなし仮設住宅の家主やその代理人弁護士、熊本県すまい対策室の担当者を交えて、審査請求人の居住地の確保に向けた会議が予定されていたが、審査請求人は無断で欠席している。その上で、処分庁はケース診断会議を開催し、処分庁が審査請求人に居住地を確保するよう指導して以降、審査請求人は一貫して〇〇にあるのみなし仮設住宅敷地内のトレーラーハウスで生活していると主張し、助言指導に従わなかったことから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年(1963年)4月1日厚生省社会局長通知)第11-1-(2)により、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することを決定したものである。

したがって、審査請求人は、関係機関からの居住地確保に向けた支

援を特段の理由がなく拒否し、居住地を確保するよう積極的に行動しなかったため保護の要件を欠くとして処分庁が本件処分を行ったことは不当とはいえない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年（2018年）10月10日 審査庁から諮問  
同年 11月 9日 第1回審議  
同年 11月26日 第2回審議  
同年 12月 5日 第3回審議  
同年 12月11日 口頭意見陳述の実施通知（同年  
12月26日の予定）  
同年 12月25日 審査請求人の申出により口頭意  
見陳述の実施の延期を通知  
平成31年（2019年） 2月13日 口頭意見陳述の実施通知（同年  
2月21日の予定）  
同年 2月21日 第4回審議（口頭意見陳述の実  
施を予定するも審査請求人欠席の  
ため開催できず）  
同年 3月 7日 第5回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

##### 2 本件処分の適法性及び妥当性

###### (1) 法令等の規定について

法第30条第1項本文では、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。」とされており、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年（2009年）3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

2—(4)では、「保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（アパート等に入居したとき、又は入居できることが確実になったとき）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。」とされている。

また、生活保護の開始申請について、法第24条第3項では「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とされており、同条第5項では「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」とされている。

## (2) 本件処分について

ア 本件申請書に記載されている審査請求人の住所にあった居宅は、〇〇が発行した、り災証明書によると全壊の判定を受けており、当該住所に審査請求人の居住実態がないことを処分庁は確認している。審査請求人は、「ゲストハウス、シェアハウス等住む所は確保している」と主張しているが、審査請求人が処分庁の管内に居住地を確保している事実は確認できない。

処分庁は、平成30年（2018年）6月7日、審査請求人が本件申請書を提出した際、審査請求人に対し、施設への入所の案内を行い、同年6月21日には、管内にある物件を案内するとともに、申請日から30日を経過してしまうと申請を却下せざるを得ないことを説明している。また、同年6月28日に、審査請求人の居住地確保に向けた協議を行う場を設けているほか、本件処分に係る申請から本件処分までの期間、審査請求人に対し、何度も電話での連絡を行っている。これらのことから、処分庁は審査請求人に対し、居住地確保に向けた支援を適切に行っているとみることができる。

これに対し、審査請求人は、処分庁からの施設入所や物件の案内を複

数回拒否しているだけでなく、居住地確保に向けた協議にも理由を説明することなく参加していない。

イ 上記アを踏まえ、当審査会は、以下のとおり判断する。

課長通知によると、保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき以降に行うこととされており、上記の状況では、審査請求人が保護の要件を満たしていたとしても、処分庁は、保護の開始を決定することが困難な状況にあったと認められる。

また、生活保護申請に対する保護の要否等の決定は、申請があった日から30日以内にしなければならないと解されており（法第24条第5項）、その期間中、処分庁が適切な支援を行っていたにもかかわらず審査請求人の居住地の確保がされていなかったことからすると、本件処分を行ったことはやむを得ないと認められる。

ウ なお、課長通知2-(4)では、「住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできない」とされているが、処分庁は審査請求人の居住地確保に向けた支援を適切に行っており、保護申請時において単に住居が確保されていないことをもって審査請求人の保護申請を却下したのではないものと認められる。

また、審査庁が提出した事件記録によると、平成30年(2018年)6月25日に、審査請求人は県が提供した〇〇にあるみなし仮設住宅敷地内のトレーラーハウスに住んでいる旨の発言をしているが、これらは処分庁の管内にはなく、審査請求人が起居している場所を居住地として認めるべきという主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会  
委員 大日方 信 春

委員 仲次 利光  
委員 中園 三千代